

令和2年度補正予算の成立が前提となります

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入)

— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに、経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

中小企業庁 金融・給付金相談窓口 [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小・小規模事業者等を対象に資金繰り支援及び持続化給付金に関する相談を受け付けます

2020年4月8日

▶ 中小企業・地域経済産業

経済産業省は、令和2年度補正予算案の閣議決定を受け、これまでの資金繰りに関する相談に加え、「中小企業 金融・給付金相談窓口」において給付金関係の相談を受け付けます。

4月7日(火曜日)、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を取りまとめ、令和2年度補正予算案が閣議決定されました。

1. 資金繰り支援

これまでの資金繰り支援策をさらに拡充し、

- ・ 政府系金融機関・信用保証協会の既往債務を実質無利子融資に借換できるようにします。
- ・ 実質無利子・無担保、最大5年間元本据え置き融資制度を民間金融機関でも新たに受けられるようにします。

2. 持続化給付金

- ・ 特に厳しい状況にある事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。

※いずれも令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第公表します。

上記に関する御相談については、以下の「中小企業 金融・給付金相談窓口」までお気軽にお問い合わせください。

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間：平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号：03-3501-1544

担当

中小企業庁長官官房総務課 高倉

担当者：茂木、角田

電話：03-3501-1511(内線5151)

03-3501-1768(直通)

03-3501-6801(FAX)